

写

23生畜第853号
平成23年7月14日

東北農政局生産經營流通部長
関東農政局生産經營流通部長

) 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知について
(再周知状況の報告依頼)

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷された牛11頭から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

このため、7月9日に家畜の適正な飼養管理に係る事項について、貴局管内県に対して再度確認・徹底していただくよう指導をお願いしたところです。

当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稻わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

上記の状況を踏まえ、これまでに定点調査結果等に基づく牧草等の利用制限が行われた貴局管内の各県から下記の関連通知の周知状況等について確認を行い、下記1については、7月20日(水)、2については8月5日(金)(繁殖雌牛等については8月12日(金))まで生産局畜産振興課まで御報告いただくようお願いいたします。

記

- 1 平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)、平成23年4月22日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)及び、平成23年6月8日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について」(23生畜第440号)等の関連通知に沿った適正な飼養管理に係る全酪農家及び肉用牛農家への再周知状況について、別紙1により報告すること。なお、再周知にあたっては別添を参考とされたい。
- 2 上記通知に基づく家畜の飼養管理状況について、各県において関係機関・団体の協力を得つつ、全酪農家及び肉用牛農家より聞き取りを行い、別紙2により報告すること。

別紙 1

別紙2

県	酪農		肥育牛		繁殖雌牛等		備 考
	農家 戸数	適正飼養 管理戸数	農家 戸数	適正飼養 管理戸数	農家 戸数	適正飼養 管理戸数	
(例) A県	80戸	80戸	50戸	48戸	500戸	500戸	肥育牛農家2戸に 対し適正な飼養管 理を指導

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷した牛11頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稻わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いします。

1. 利用可能な粗飼料について

(1)事故発生前に刈り取って適切に保管された粗飼料、または(2)暫定許容値以下である地域の牧草等を給与しましょう。

- ・安全な畜産物を生産するためには、暫定許容値(目安)を下回る粗飼料を利用する必要不可欠です。粗飼料中の放射性セシウムの目安
- ・家畜には、
 - (1)事故発生前に刈り取り・保管され、かつ事故発生以後も屋内で保管されたもの、または屋外で保管されたものは、ラップ等の包材により外気と遮断されたもの
 - (2)牧草の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された地域の牧草等

	放射性セシウム
乳用牛	300 Bq/kg
肉用牛	300 Bq/kg
その他の牛	5,000 Bq/kg

を与えて下さい。

※放射性物質により飼料として利用できない粗飼料(牧草、稻わら、野草等)や放射性物質に汚染されたおそれのあるバーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しないで下さい。

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- ・家畜の飲用水は、以下に気をつけて下さい。
- (1)水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。
- (2)貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3)放牧が可能な地域以外では、舎外の水槽等で牛に水を与えることは避けましょう。



3. その他の飼養管理上の留意事項について

誤用防止のため、搾乳・肥育牛用と育成・繁殖牛用の粗飼料は分別保管しましょう。パドックは、放牧が可能な地域のみ利用可能です。

- 育成牛や肉用繁殖牛向けの粗飼料は、誤って暫定許容値が厳しい牛に与えることのないよう分別して保管しましょう。

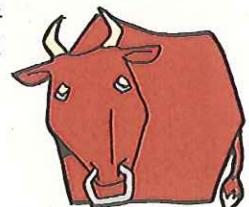
- 屋外運動場(パドック)は、放牧ができるようになった地域に限り、除草などを行ってから利用しましょう。



4. 廃用を予定している牛への粗飼料の給与について

廃用を予定している牛には、放射性物質を含まない粗飼料を給与してください。

- 廃用を予定している牛については、乳用牛は最終分娩後、肉用牛は最終種付後、原発事故後に刈り取った(放射性物質を含む)粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り・保管された粗飼料や輸入粗飼料等の放射性物質を含まない粗飼料を給与することにより、計画的な飼養管理による準備を行いましょう。



また、出荷の際は県の畜産関係窓口等にご相談ください。

【参考】

- 平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)
- 平成23年4月22日付生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)
- 平成23年6月8日付生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取り扱いについて」(23生畜第440号)
(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)

連絡先	担当者	電話
○県○○センター		
○○県		
○○農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)